○経済産業省令第八十二号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年十二月十五日

経済産業大臣　萩生田光一

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
別表（第六条関係）	
第一～四類	［略］
第五類	一・二　［略］ 三　医療用試験紙　医療用接着テープ　医療用油紙　栄養補助用飼料添加物　おむつ　おむつカバー　オブラート　ガーゼ　カプセル　眼帯　サプリメント　耳帯　食餌療法用飲料又は食品　人工受精用精液　生理帯　生理用タンポン　生理用パンティ　脱脂綿　乳幼児用飲料又は食品　乳幼児用粉乳　はえ取り紙　ばんそうこう　包帯　包帯液　防虫紙　胸当てパッド　綿棒
第六類	一～二十四　［略］ 二十五　金属製記念カップ 金属製記念たて
第七・八類	［略］

改正前	
別表（第六条関係）	
第一～四類	［略］
第五類	一・二　［略］ 三　医療用試験紙　医療用接着テープ　医療用油紙　衛生マスク　栄養補助用飼料添加物　おむつ　おむつカバー　オブラート　ガーゼ　カプセル　眼帯　サプリメント　耳帯　食餌療法用飲料又は食品　人工受精用精液　生理帯　生理用タンポン　生理用ナプキン　生理用パンティ　脱脂綿　乳幼児用飲料又は食品　乳幼児用粉乳　はえ取り紙　ばんそうこう　包帯　包帯液　防虫紙　胸当てパッド　綿棒
第六類	一～二十四　［略］ ［新設］
第七・八類	［略］

第九類	
一～十三　［略］	
十四　楽器用エフェクター　電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD－ROM　メトロノーム　インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル	
十五　［略］	
十六　オゾン発生器	
十七～三十一　［略］	

第十類	
一　［略］	
二　医療用指サック　衛生マスク　おしゃぶり　氷まくら　三角きん　支持包帯　手術用キャットガット　吸い飲み　スポイト　乳首　氷のう　氷のうつり　哺乳用具　魔法哺乳器	
三・四　［略］	
五　医療用手袋　家庭用超音波美顔器　家庭用電気マッサージ器　しびん　睡眠用耳栓　病人用差し込み便器　防音用耳栓　耳かき	

第十一類	
一～十七　［略］	
十八　家庭用電熱用品類	衣類乾燥器　加湿器　家庭用蒸気式電気美顔器　家庭用電気浄水器　家庭浴槽用電気式温水浄化器　空気清浄器　除湿機　扇風機　電解水生成器　電気カーペット　電気がま　電気コーヒー沸かし　電気こたつ　電気こんろ　電気ストーブ　電気足温器　電気トースター　電気火鉢　電気布団　電気ポット　電気

第九類	
一～十三　［略］	
十四　電気又は電子楽器用フェイザー　電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD－ROM　メトロノーム　インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル	
十五　［略］	
十六　オゾン発生器　電解槽	
十七～三十一　［略］	

第十類	
一　［略］	
二　医療用指サック　おしゃぶり　氷まくら　三角きん　支持包帯　手術用キャットガット　吸い飲み　スポイト　乳首　氷のう　氷のうつり　哺乳用具　魔法哺乳器	
三・四　［略］	
五　医療用手袋　家庭用電気マッサージ器　しびん　睡眠用耳栓　病人用差し込み便器　防音用耳栓　耳かき	

第十一類	
一～十七　［略］	
十八　家庭用電熱用品類	衣類乾燥器　加湿器　家庭用超音波美顔器　家庭用電気浄水器　家庭浴槽用電気式温水浄化器　空気清浄器　除湿機　扇風機　電解水生成器　電気カーペット　電気がま　電気コーヒー沸かし　電気こたつ　電気こんろ　電気ストーブ　電気足温器　電気トースター　電気火鉢　電気布団　電気ポット　電気毛布　電気